

九頭竜川中部漁業協同組合 内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、いわな、やまめ及びびもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁業区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限、遊漁期間)

第3条 この組合の区域内においては、同条第2項の規定によるあゆについての公表の日から60日間は竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

2 下記表①の第1欄の魚種を第2欄の区域において遊漁をする場合は、第3欄の期間に第4欄の漁具・漁法により行うものとする。ただし第1欄の魚種あゆ及びびもくずがにについては下記表②の左欄の区域内においては同表中欄の期間中は、同表右欄の漁具・漁法による遊漁はしてはならない。

表①

魚 種	区 域	期 間	漁 具・漁 法
あ ゆ	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間を除く区域	公表した 解禁日から 11月14日まで	友 釣：1人1竿、道糸の長さは竿長に1mを加えた長さ、針はおとりあゆの尾鰭末端から10cm

	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	公表した 解禁日から 11月30日まで	以内で、柳または4本 いかり以内、リールは 使用禁止 毛針釣：1人1竿、道糸の長さ は10m以下 わき投げ網：長さ8m以下、網 目3cm以上、網高80 cm以下 ころ釣（あゆ空かけづり）
こ い ふ な	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間を除く区域	2月16日から 11月14日まで	竿 釣
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	1月1日から 12月31日まで	
い わ な や ま め	九頭竜川の布施田橋橋台下流端から下流の区域及び七瀬川九頭竜川右岸の支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋および吉峯川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から上流の区域	2月16日から 9月30日まで	竿 釣：餌釣り、ルアー・フライ 釣り（ただし、ルアー釣 りを行う場合、針はルア ーから3cm以内）
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの区域	2月1日から 5月31日まで	竿 釣：ルアー・フライ釣りに限 る（ただし、ルアー釣 りを行う場合、針はル アーから3cm以内）
	九頭竜川の布施田橋橋台下流端から高屋橋橋台下流端までの区域および北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端から上流の区域 九頭竜川右岸の支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峯川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域	2月16日から 5月31日まで	

もくずがに	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から上流の区域	8月15日から 11月14日まで	たも網
-------	----------------------	---------------------	-----

表②

区 域	期 間	漁 法
市荒川大橋橋台下流端より下流へ1600mの地点から下流 1800mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	ころ釣（あゆ空かけづり） わき投げ網 たも網
浄法寺橋橋台下流端から下流へ2000mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	ころ釣（あゆ空かけづり） わき投げ網 たも網
五松橋橋台上流端より上流へ 500m地点から五松橋橋台上流端より下流へ500mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	ころ釣（あゆ空かけづり） わき投げ網 たも網

3 前項の公表は、この組合に掲示し、福井新聞及び日刊県民福井新聞に掲載してするものとする。

(全長制限)

第4条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふ な	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中学校生徒のときは無料、身体障害者のときは次の表に掲げる額の2分の1、女性のときは年券に限り次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、1000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣 (友釣、毛針釣、ころ釣)	1日	3,000円
		1年	12,000円
	わき投げ	1年	20,000円
こい ふな いわな やまめ	竿釣	1日	1,500円
		1年	6,000円

もくずがに	たも網		
-------	-----	--	--

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域でやまめを対象とした遊漁をしようとする者は、同表の右欄の遊漁料を納付するものとする。

区 域	期 間	遊 漁 料
九頭竜川全域 九頭竜川右岸支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の新市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び及び吉峰川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域	1日	1,500円
	1年	8,000円

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 九頭竜川中部漁業協同組合

福井県吉田郡永平寺町松岡葵1丁目101番地

(2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店

別紙一覧表

(3) その他組合が取扱いを委託したもの

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(認可条件に関する事項)

第10条 この規則の適用水面は、坂井市三国町宿三国旧防波堤突端と坂井市三国町新保防波堤突端を結ぶ直線及び吉田郡永平寺町市荒川発電所放水路（向かって右端）の先端と当該鉄管の先端から、その鉄管を見通した対岸（勝山市北郷町坂東島）に設置した標柱とを結ぶ直線間における漁業権漁場とする。

(附 則)

この規則は、平成25年9月 1日から施行する。

平成30年5月29日 一部変更認可

令和 元年5月31日 一部変更認可

別記様式第1号 遊漁承認証

表面

写真添付 ※年券のみ	住所		
	氏名 (才)		
	生年月日		
	有効期間		
	遊漁料 円(税込)		
発行年月日			
取扱者印		違反検印	
(注) 遊漁する場所において、監視員に納付する場合は1000円加算			
平成 年度		No. _____	
(遊漁期間) (遊漁区域)			
遊漁承認証			
九頭竜川中部漁業協同組合 ㊤			

裏面

注意事項

- (1) 遊漁中はこの証を携帯してください。携帯しないで遊漁したときは、当該場所において遊漁料に1,000円を加算した額を納付していただきます。
- (2) 漁場監視員の要求のあったときは、本証を提示してください。
- (3) 本証の使用は記名者本人に限ります。
- (4) 本証は再発行、補償、払戻しはいたしません。
- (5) 遊漁規則を厳守してください。
- (6) 年券の場合には、最近6ヶ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けてください。貼り付けしていない場合は無効として取り扱います。
- (7) 友釣の仕掛け針はおとりあゆの尾鰭末端から10cm以内で、柳または4本いかり以内とします。
ルアー釣りをを行う場合、針はルアーから3cm以内とします。
やまめ・いwanaを釣る場合、布施田橋上流の九頭竜川本流でのエサ釣りは禁止されています。
- (8) 落雷には充分気をつけて、高压線の近くでは、特に感電に注意してください。
- (9) 遊漁中はたえず川の水かさにご注意し、増水がはじまったら直ちに川からあがってください。
- (10) モーターボートの使用はご遠慮ください。

当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

- (1) 当組合が行っている増殖方法は、稚魚の放流、産卵場造成、アユ友釣り専用区の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレットまたはホームページをご覧ください。
- (2) 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解下さい。

別記様式第2号 漁場監視員証

表

裏

<p>NO _____</p> <p align="center">漁場監視員証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <p>氏 名 _____</p> <p>生年月日 _____</p> <p>有効期間 _____</p> <p>発行者 九頭竜川中部漁業協同組合 ㊞</p>
--

<p align="center">注意事項</p> <p>(1) 漁場監視員は厳正公平を旨として冷静に職務遂行にあたる。</p> <p>(2) 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。</p> <p>(3) 遊漁者に対しては楽しく釣りができるように、言語態度を温和にし、便宜を与える。</p>

遊漁証取扱店一覧

取扱店名	住 所
原田釣具店	吉田郡永平寺町松岡葵 1-38-1
坪田釣具店	吉田郡永平寺町松岡神明 32-10-1
末永鮎店	吉田郡永平寺町松岡神明 2-32
木下つり具	吉田郡永平寺町松岡薬師 1-25
松岡サウナ	吉田郡永平寺町松岡薬師 3-89
辻岡珠美	吉田郡永平寺町松岡櫛 32-43
金鎮句	吉田郡永平寺町松岡櫛 32
フライフィッシングショップ ロゼ	吉田郡永平寺町松岡下合月 33-14-1

さざり屋	吉田郡永平寺町松岡上合月 36-50
森石釣具店	吉田郡永平寺町牧福島 24-9-1
竹沢おとり店	吉田郡永平寺町下浄法寺 8-12-1
服部高信	吉田郡永平寺町轟 11-4
南部一之	吉田郡永平寺町栗住波 5-25
竹乃家	吉田郡永平寺町藤巻 64-1-5
つむろや旅館	吉田郡永平寺町東古市 13-26
笠川一照	勝山市北郷町坂東島 30-54
竹生忠夫	勝山市北郷町坂東島 36-25
あゆ友 山田	福井市高柳 23-7-2
尾崎おとり店	福井市菅谷 2-4-17
藤田英樹	坂井市丸岡町一本田福所 35-32-3
はんや	坂井市丸岡町本町 1-16
フィッシングショップ フナヤ	福井市二の宮 2丁目 27-9
フィッシング ポイント	福井市八ツ島町 31-601
越前フィッシングセンター	福井市三郎丸町 3-1105
タックルベリー 福井店	福井市日光 2-18-6
小林釣具店	鯖江市三六町 21-1-5
釣日記	福井市中角 13-19-1
上州屋 新福井店	福井市開発 4丁目 311
フィッシャーズ 福井店	福井市高柳 2丁目 623
まさだ釣具店	坂井市三国町池見 110
ファミリーマート FC 丸岡磯部島店	坂井市丸岡町磯部島 9-20-1
ファミリーマート勝山北郷店	勝山市北郷町坂東島 8-8
越前フィッシングセンター	福井市三郎丸町 3-1105
ビッグベリー ふくい店	福井市石盛町 808
小林釣具店	鯖江市三六町 21-1-5